

◎新潟県告示第55号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりであった。

なお、関係図書及び書面は令和5年1月20日から令和5年2月10日まで新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）並びに佐渡市役所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

両津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 出願の年月日

令和4年12月28日

2 出願人の名称及び住所

出願人所在地 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 花角 英世

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津湊353番地8の地先公有水面

(2) 区域

ア 1期施行

次の各地点のうち、1の地点から5の地点を順次に結んだ線及び5の地点と6の地点を結ぶ昭和46年3月15日付け新潟県港第117号で竣工通知された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+0.31mにより決定）、6の地点から10の地点を順次に結んだ線及び10の地点と1により囲まれた区域

1の地点 四等三角点「佐渡汽船」（北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒）から

57度53分08秒 214.88mの地点

2の地点 1の地点から 133度39分19秒 53.70mの地点

3の地点 2の地点から 223度38分58秒 5.10mの地点

4の地点 3の地点から 313度38分48秒 3.11mの地点

5の地点 4の地点から 249度38分51秒 58.29mの地点

6の地点 5の地点から 308度31分56秒 55.53mの地点

7の地点 6の地点から 69度31分00秒 3.13mの地点

8の地点 7の地点から 159度33分27秒 0.65mの地点

9の地点 8の地点から 69度30分58秒 54.00mの地点

10の地点 9の地点から 339度28分30秒 0.65mの地点

イ 2期施行

次の各地点のうち、1'の地点から3'の地点を順次に結んだ線及び3'の地点と4'の地点を結ぶ昭和46年3月15日付け新潟県港第117号で竣工通知された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+0.31mにより決定）、4'の地点から6'の地点を順次に結んだ線及び6'の地点と1'の地点を結んだ線により囲まれた区域

1'の地点 四等三角点「佐渡汽船」（北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒）から

70度44分26秒 233.94mの地点

2'の地点 1'の地点から 133度39分18秒 51.61mの地点

3'の地点 2'の地点から 249度40分16秒 58.53mの地点

4'の地点 3'の地点から 308度31分55秒 54.81mの地点

5'の地点 4'の地点から 69度38分51秒 58.29mの地点

6'の地点 5'の地点から 133度38分48秒 3.11mの地点

(3) 面積

ア 1期施行

3,151.88㎡

イ 2期施行

2,864.83㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 1期施行

新潟県佐渡市両津湊351番地8、351番地27、352番地1、352番地2、352番地4、352番地7、352番地8、352番地9、352番地10、352番地14、353番地、353番地1、353番地5、353番地7、353番地8及び353番地9の地内、並びに同町352番地1、352番地2、352番地7、353番地8及び同市夷384番地1の地先公有水面

イ 2期施行

新潟県佐渡市両津湊353番地、353番地1、353番地3、353番地4、353番地5、353番地6、353番地8、353番地9、355番地1、355番地2、355番地3、355番地4、355番地7、356番地1、356番地2、356番地3、356番地5、356番地6及び356番地7の地内、並びに同町353番地8、355番地1、355番地5、355番地7、356番地1及び356番地5の地先公有水面

(2) 区域

ア 1期施行

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

アの地点 四等三角点「佐渡汽船」(北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒) から
12度45分12秒 651.10mの地点

イの地点	アの地点から	138度43分00秒	459.16mの地点
ウの地点	イの地点から	139度39分29秒	128.76mの地点
エの地点	ウの地点から	249度38分51秒	329.77mの地点
オの地点	エの地点から	223度38分58秒	5.10mの地点
カの地点	オの地点から	313度38分48秒	3.11mの地点
キの地点	カの地点から	249度38分51秒	290.83mの地点
クの地点	キの地点から	322度57分59秒	15.67mの地点
ケの地点	クの地点から	357度45分18秒	34.23mの地点
コの地点	ケの地点から	334度33分03秒	119.40mの地点
サの地点	コの地点から	71度53分14秒	56.91mの地点
シの地点	サの地点から	351度49分26秒	81.56mの地点
スの地点	シの地点から	85度33分40秒	92.45mの地点
セの地点	スの地点から	324度29分38秒	201.71mの地点
ソの地点	セの地点から	70度04分30秒	116.50mの地点
タの地点	ソの地点から	139度40分11秒	149.73mの地点
チの地点	タの地点から	49度19分12秒	36.87mの地点
ツの地点	チの地点から	320度03分21秒	198.23mの地点

イ 2期施行

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

ア'の地点 四等三角点「佐渡汽船」(北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒) から
70度06分04秒 563.69mの地点

イ'の地点	ア'の地点から	139度39分34秒	17.24mの地点
ウ'の地点	イ'の地点から	197度45分30秒	26.67mの地点
エ'の地点	ウ'の地点から	109度20分12秒	48.49mの地点
オ'の地点	エ'の地点から	124度06分11秒	235.62mの地点
カ'の地点	オ'の地点から	99度46分15秒	219.72mの地点
キ'の地点	カ'の地点から	189度30分43秒	196.75mの地点
ク'の地点	キ'の地点から	219度46分33秒	457.16mの地点
ケ'の地点	ク'の地点から	309度31分00秒	589.98mの地点
コ'の地点	ケ'の地点から	296度04分14秒	31.19mの地点
サ'の地点	コ'の地点から	247度38分55秒	62.82mの地点
シ'の地点	サ'の地点から	310度25分57秒	76.48mの地点
ス'の地点	シ'の地点から	305度04分17秒	7.87mの地点
セ'の地点	ス'の地点から	313度24分09秒	37.44mの地点

ソ'の地点	セ'の地点から	317度16分42秒	74.56mの地点
タ'の地点	ソ'の地点から	322度57分54秒	65.33mの地点
チ'の地点	タ'の地点から	69度38分51秒	290.83mの地点
ツ'の地点	チ'の地点から	133度38分48秒	3.11mの地点
テ'の地点	ツ'の地点から	43度38分58秒	5.10mの地点

(3) 面積

- ア 1期施行
214,146.08㎡
- イ 2期施行
406,700.17㎡

5 埋立地の用途
ふ頭用地